

かこ☆くら地域クラブ募集に関する問い合わせ

No.	質問	回答
1	オンラインシステムへのアクセスに際し、曜日や時間に制限はないのか。	入力フォームに時間制限はありませんが、途中保存ができないため注意してください。
2	登録要件のうち、保険加入が必須となっているが指導者に見守りを行う者も含まれているが基準が不明確である。例として、給水当番で来ていた保護者は見守りに含まれ、送迎で来ている保護者は含まれないという理解でよいのか。	鍵の管理や戸締りなど、活動に関わる方を指導者（見守り含む）として認識してください。お見込みのとおり、送迎で来ただけの保護者は指導者には該当しません。
3	登録ⅠとⅡがあるが、今後かこ☆くらが始まった際、学校の体育館の利用はどうなるのか。	調整中ではありますが、中学校施設に関しては、学校行事を除き、かこ☆くらでの利用を最優先とする予定です。かこ☆くらで利用しない枠の調整方法は現在検討中です。
4	現在学校施設を利用している社会体育団体は利用できなくなる可能性があるという理解で良いのか。	かこ☆くら地域クラブの利用希望と重なった場合は、現在の利用枠は利用できなくなります。かこ☆くらで利用しない枠で再調整していただくことになります。優先利用は中学校施設に限定しているため、今後、社会体育団体の活動場所としては公共施設の利用も視野に入れて検討していただくことになります。
5	趣旨は分かるが、既存の社会体育団体はこれまで、中学校施設を利用し活動を行ってきた。曜日や時間も固定で活動しやすい環境が整っていたが、かこ☆くらが開始することで環境が崩れることとなるため、そういった部分に配慮していただくことを今後の検討課題として認識いただきたい。	既存の団体の中に希望する中学生の受け入れも検討していただきたい。現状の使用状況が閉鎖的になっており、公の施設として課題となっている部分もあり、大人のみの活動で中学校施設を利用することが困難になりますが、ご了承ください。
6	登録Ⅰの要件として「市立学校に通う生徒が2割以上」とあるが、加古川市立学校に通う生徒が2割以上という認識で間違いないか。高砂市や播磨町の公立学校に通う生徒は入会していても、登録Ⅰの要件には含まれないという理解でよいのか。	お見込みのとおり。かこ☆くら地域クラブへの参加自体は加古川市外の生徒も対象と考えています。優遇措置を適用するにあたっての条件のなかには、加古川市立学校に通う生徒の人数が全体の2割以上を占めているかを判断基準としています。
7	生徒の割合とあるが、小学生は含まれず、中学生のみという理解でよいのか。（高校生も生徒であるが対象外か）	お見込みのとおり。小学生は児童、中学生は生徒と区分しています。
8	スポーツクラブが利用している時間帯はいつか	現在は、19時から21時の時間帯が多いと認識しています。
9	これまで、放課後から19時までは部活動として利用していたが、今後、かこ☆くらが開始した際、その時間帯は利用可能という理解でよいのか。スポーツクラブの活動とバッティングしないと考えてよいのか。	中学校施設の利用に関しては、スポーツクラブとも調整を進めています。スポーツクラブはこどもから高齢者まで、誰でも自由に参加できることが原則となっていますが、実態としてはその原則に当てはまらない団体もあると聞いています。現状、中学生を対象としているクラブについては、かこ☆くらに会いたく方向でスポーツクラブと調整を進めています。そういったことも含め、中学校施設は、中学生を受け入れるかこ☆くらが第一優先で利用できるよう、市として決定をしました。
10	大中遼跡公園で活動を行っているが、かこ☆くらの活動は市外でも問題ないか。希望としては加古川市内の施設で活動したいと考えているが、利用できない場合の打開策として聞いておきたい。	活動場所は市外でも問題ありません。ただ、かこ☆くらに登録している地域クラブへの優遇措置（中学校施設の優先利用、使用料の免除）は、市外の施設には適用されません。
11	参加する生徒の個人情報の管理はどのように考えているか。部活動では、保護者の連絡網のようなものがあるが、今後、かこ☆くらでは各地域クラブの責任で管理することとなるのか。	個人情報の取り扱いについて、市として生徒の個人情報を把握する予定はないため、各地域クラブで管理いただく必要があります。指導者と保護者間で出欠確認を行うことも想定されますが、その手段については各クラブで判断いただくことになります。
12	会費が未払いとなった場合の対応はどのように考えているか。	会費については各クラブで管理、徴収していただくことになります。民間アプリでも会費の徴収が行えるようなものも開発されているため、希望があれば紹介していきたいと考えています。
13	誰もが参加できることが望ましいが、各家庭により状況は異なり、把握してはいけない情報等もあると思うが、そういった情報の管理はどうなるのか。	かこ☆くら地域クラブについては、小学生の習い事と同じものと考えていただきたい。そういった面からも情報管理は各団体で行っていただくことになります。必要以外の情報を収集しないことや、情報の使途や管理について生徒本人や保護者の承諾を取るなどの対応をお願いしたい。市としても情報管理は重要と考えているため、管理アプリを導入することなど、漏洩を防止するための対策等を考えていきます。
14	営利目的でないことが条件となっているが、営利の判断はどの程度か。	営利か否かの判断基準は収支均衡であるかといことが基本になると考えています。活動に必要な経費として継続的な活動とするため、指導者報酬は必要であり、その他、消耗品などの購入費も発生することが想定されるため、そういった経費は営利とは判断しません。収支均衡は基本的な考えであって、収入が支出を上回ることは十分に想定されます。余剰分を指導者で分配する場合には営利と判断しますが、翌年度の生徒の活動費用として繰り越すなど、地域クラブの活動に充当することは営利と判断しないという考え方で
15	民間企業（スポンサー）からの協賛や寄付は問題ないか。	各地域クラブでスポンサーを募ることは問題ありませんが、協賛や寄付で得た利益を指導者で分配することがないよう注意いただきたい。地域クラブの活動で得た収入は地域クラブの活動のために使用することが条件となります。
16	河川敷など、無料施設の利用に関して基準はあるか。	河川敷は自由利用の範囲となるため、河川敷の使用上のルールを守っていただくなど、利用制限がかからない限りは問題ありません。
17	個人情報の管理は各クラブの責任とこのことが、指導者研修の際に、法的な管理方法など、そういった内容を含むことは想定しているか。	指導者研修の内容は現在調整中のため、本日のご意見を参考に検討を進めていきたいと考えます。
18	学校施設の利用可能な場所として教室は利用できないか。吹奏楽のパート練習などで、教室や特別教室を部活では使用しているがかこ☆くらでは利用できないか。	特別教室や教室の利用に関しては各学校により異なります。現在、利用可能な場所の確認を行っています。他校の生徒や学校職員以外の者が教室に入ることは、生徒の個人の所有物を管理するうえで適切でないと考えるため、利用できる場所は制限されます。そのため、隣接する公民館などを利用いただくことなども推奨していきたいと考えています。
19	遠征や合宿などは行てよいのか。	本人や保護者の同意があれば、宿泊を伴うような活動も例外的に認めていく予定です。
20	公共施設（学校施設含む）の中にクラブで使用する道具を保管する倉庫を個別に設置しても良いか。	公共施設のため個別で設置することはできません。学校施設に関しては、現状ある倉庫や部室を道具の保管場所として利用できないか調整中です。
21	中学校施設を利用する場合は中学校にある、サッカーゴールなどの備品は利用できるという理解でよいのか。	中学校備品として使用できるものについては、現在確認中ですが、可能な限り利用できるように調整していきます。
22	部活動として吹奏楽を実施する場合、現状であれば学校の楽器を利用することができているが、今後は各クラブで楽器を準備する必要があるのか。	現在、学校にある楽器についてはかこ☆くらでの活動に有効活用していきたいと考えています。学校にない楽器については、各クラブで準備していただく必要が生じてきます。
23	別府中学校で行っている試行プランで外部指導者に支払っている報酬額はいくらか。	時給1,600円。この金額は国の補助制度の中で示されている金額です。
24	これからのかこ☆くらでは、時給1,600円を基準とし、指導者に支払っていく必要があるのか。	指導者報酬の額は各クラブで設定いただくこととなるため、時給1,600円と決めています。今冬に受益者負担の目安について国が基準額を示すとされているため、指導者謝金や参加費の設定の参考情報として提供していきます。
25	指導者報酬を受け取った場合、確定申告などの税に関する手続きは必要か。源泉徴収などの事務は各クラブでは困難と考える。	税務署に相談し、以下の見解が示されました。 ・法人税については、かこ☆くら活動ガイドラインに基づく場合、営利事業ではないと判断できるため法人税の申告（納税）義務はありません。ただし、営利企業等が地域クラブを設立した場合、会計を別に分けていても、合わせて申告義務が生じます。 ・指導者謝金等については源泉徴収する必要があります。